

北海道旭川自家用新聞

発行所

(一社) 旭川地方自家用自動車協会
編集兼発行人 尾 関 哲 也
旭川市春光町十番地
電話(〇二六六)五一一二二二

新たな地方版 図柄入りナンバープレートの 導入地域を新たに募集

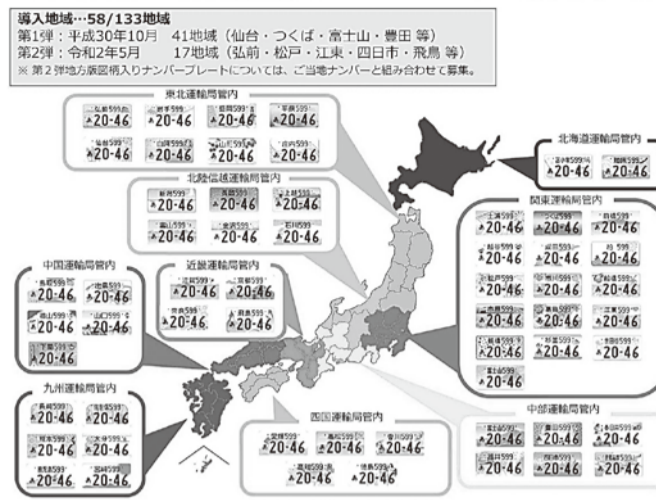
【国土交通省】

国土交通省は、地方版図柄入りナンバープレートの更なる活用を図る観点から、同ナンバープレートの導入地域を新たに募集すると発表した。

なお、これに併せて、新たな地域名図柄も募集する。

同省はこれまでに、ナンバープレートの多角的な活用を図り、地域振興や観光振興に活用する観点から、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」や地方版図柄入りナンバープレートを導入し、その普及を進めている。

(参考)現在の地方版図柄入りナンバープレートの交付地域一覧



このうち、①の新たな地域名表示を単位とするご当地ナンバーを募集する。

主体は、①の場合は市区町村(※申込書等は市区町村の要望を受けて都道府県が提出)、②の場合は都道府県または市区町村、③の場合は都道府県とし、それぞれ地域を管轄する各地方運輸局等へ導入申込書等を提出することとしている。

なお、導入スケジュールについては、①の場合は、意向表明を令和四年十一月三十日まで、導入申込を令和五年三月十五日(令和四年九月三十日)まで、②または③の場合は、意向表明を令和四年八月三十一日まで、導入申込を令和四年九月十五日(令和四年九月三十一日)までを期限とし、それぞれの交付開始予定を、①の場合は令和七年五月頃、②または③の場合は令和五年十月頃とした。

また、申込み手続きにおける導入

また、申込み手続きにおける導入

また、申込み手続きにおける導入

全国共通デザイン
「全国版図柄入りナンバー」
四月十八日より交付開始
元気の花を日本中に咲かせよう!

国土交通省は、ラグビーワールドカップ日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートに続く、新たな図柄入りナンバープレートとして、「元気の花を日本中に咲かせよう」というコンセプトで、全国四十七都道府県の県花をデザインとしたシート式の全国版図柄入りナンバープレートの交付を四月十八日より開始した。

番号変更が必要なナンバープレートを除き、現在使用中のクルマと同じ番号で図柄入りナンバープレートに交換することが可能となっている。

このうち、①の新たな地域名表示を単位とするご当地ナンバーを募集する。

このうち、①の新たな地域名表示を単位とするご当地ナンバーを募集する。

新登場
全国版図柄入りナンバープレート
(全国共通デザイン)
元気の花を日本中に咲かせよう!
デザインは全国47都道府県の県花モチーフとすることで、「日本全体で立ち上がり」という思いが込められています。

品川599 さ 20-46	品川599 あ 20-46
品川589 ろ 20-46	

ご自分でWEBから申し込み
またはお近くのディーラー・整備工場等に相談ください。
WEBからの申し込み
<https://www.graphic-number.jp>

ストップ・ザ・交通事故
くめさせ 安全で安心な北海道
令和4年
夏の全国交通安全運動
実施期間
7月13日(水)〜7月22日(金)
重点目標
○観光や夏型レジャー等に伴う事故防止やバイクによる事故防止と飲酒運転根絶を図るための活動を推進する。

チョコノリ!
24時間レンタカー無人貸出サービス
専用アプリを使ってレンタカーの予約から精算までセルフでご利用できる、無人貸出サービスです。

チョコノリ! 3つのメリット

- 01 店頭受付は不要!
- 02 スマホが車の鍵に!
- 03 24時間出発・返却OK!

詳しくはWebサイトへ
https://rent.toyota.co.jp/sp/skb_info/chokunori/

アプリのダウンロードはこちら
iPhoneはこちら
Androidはこちら

トヨタレンタカー株式会社 旭川 (本社) 旭川市東蘆橋4線10番1号1番地8

旭川店 Tel.(0166)57-0100	大雪通り店 Tel.(0166)34-0100	深川店 Tel.(0164)23-0100	稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
旭川空港店 Tel.(0166)83-3701	富良野店 Tel.(0167)23-2100	利尻店 Tel.(0163)89-2300	留萌店 Tel.(0164)43-0100
旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100	士別店 Tel.(0163)23-2100	礼文店 Tel.(0163)86-1117	トマム店 Tel.(0167)58-1001
忠和店 Tel.(0166)61-0100	名寄店 Tel.(01654)3-0100	稚内店 Tel.(0162)22-0100	

不正改造車を排除する運動

6月を強化月間として展開中

国土交通省と自動車関係三十三団体が構成する「不正改造防止推進協議会」は、関係省庁等の協力の下、道路交通の安全確保および公害防止を図るための対策として、一年を通して

「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しているが、毎年六月の一ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」として強化を図っている。

不正改造車を排除する運動は、年



間を通じた運動である「自動車点検整備推進運動」と連携を図り、主に安全を脅かし道路交通の秩序を乱す暴走行為や過積載等を目的とした不正改造車を排除し、国民の安全・安心の確保の実現を目的とするもので、平成二年度から毎年実施している。

最近では、自動車のスタイルを重視するあまり、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合の状態となっても、違法であるとの認識のないまま不正改造を行い運行の用に供している自動車ユーザーや、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者が居り、道路運送車両法違反の容疑で書類送検されている事案が見受けられている。

このため各運輸支局では、例年、強化月間中は不正改造についての認知度を高めるため、協議会構成団体等の地方組織と連携を図り、マスメ

ディアやインターネットサイト、SNS等を活用した広報を展開している。なお、旭川管内においては、旭川運輸支局が中心となり、強化月間中は街頭検査を実施し、その排除に向けた取り組みを展開している。

また、国土交通省は各運輸支局等に、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を受ける「不正改造車迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、情報収集を行っている。

各運輸支局では、寄せられた情報を基に、不正改造車等の自動車ユーザーに対し警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求めるほか、自動車ユーザーの相談にも応じている。

旭川運輸支局検査整備保安部門 TEL(0166)51-1536 FAX(0166)51-5273

不正改造排除項目
①タイヤ及びホイール(回転部分の車体外へのはみ出し)
②灯火の色が不適切な灯火器及び回

転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
③前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率七〇%未満)
④マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
⑤大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

基本排除項目
①直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
②前面ガラスへの装飾板の装着
③土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
④基準外のウィング(エア・スポイラ)の取付け
⑤シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
⑥不正な二次架装

改正道交法

大型免許等の取得の特例、高齢運転者への技能検査など

本年五月十三日より施行

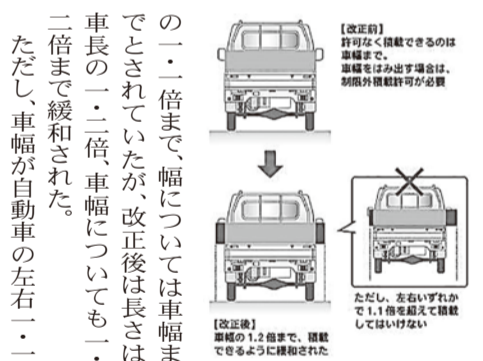
令和四年一月六日に道路交通法施行令が改正され、「大型・中型免許や第二種免許の受験資格取得の特例」や「高齢運転者への運転技能検査の導入」、「安全運転サポート車限定免許の創設」、「自動車の積載制限の緩和」などが本年五月十三日に施行された。

大型免許等の受験資格取得の特例
免許取得の特例では、一定の教習を終了した者について、大型・中型自動車免許、第二種自動車免許等の受験資格を十九歳以上かつ普通自動車免許等保有一年以上に引き下げる等の特例が設けられた。

【表1】 運転技能検査の対象になる11の違反類型

1. 信号無視
2. 逆走、反対車線へのはみ出しなど
3. 追い越し車線を走り続けるなど通行帯違反
4. 速度超過
5. 横断や転回などの禁止違反
6. 踏切の直前で停止しないなど
7. 交差点の右左折で左端や中央に寄らないなど
8. 交差点で安全不確認や他の車両への妨害など
9. 横断歩道を渡る歩行者の妨害など
10. 前方不注意や安全不確認など安全運転義務違反
11. 携帯電話使用など

高齢運転者への運転技能検査の導入
免許更新を希望する七十五歳以上の運転者を対象に、過去三年以内に一定の違反歴(表1参照)がある運転者に対しては、実際に運転免許試験場や教習所で車を運転し、運転技能を確認する実車検査が導入された。



免許取得の特例及び高齢者対策として導入された高齢運転者への運転技能検査については、令和二年六月十日に公布された改正道路交通法に盛り込まれていたが、政令を整備した上で公布後二年以内に施行されることとなっていた。

安全運転サポート車限定免許の創設
衝突被害軽減ブレーキやペダル踏

み間違え時の急加速抑制装置などの安全機能を備えた「安全運転サポート車」限定の免許の申請も、五月十三日より施行された。

この限定免許には年齢制限は無く、申請して即日交付が可能。なお、限定免許になったにもかかわらず、サポート車ではない車両を運転した場合は「免許条件違反」となり、罰則は三月以下の懲役または五万円以下の罰金、違反点数が二点付与されることとなっていることから、申請前にサポート車を入手してから申請に行くなどの注意が必要。

自動車の積載制限の緩和について
自動車の積載制限については、これまで積載物の長さは自動車の車長

サポート・ユア・カーライフ
JAF
一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

車・バイクの故障、トラブルなどロードサービスに関するお問合せ
JAF ロードサービス 救援コール
24時間・年中無休
【全国共通】**0570-00-8139**
通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円) 一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話対象外。

各種お手続き、会員優待などロードサービス以外のお問合せ
JAF 総合案内 サービスセンター
9:00~17:30 年末年始休業
【全国共通】**0570-00-2811**
通話料有料(固定電話1分/11円、携帯電話20秒/11円) 一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。携帯電話の無料通話対象外。

または 短縮ダイヤル **#8139**
通話料有料、固定電話(ダイヤル回線) および一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。

入会申込はお近くの自動車販売店または支部窓口へ

「しんらい」と「あんしん」をお届けします。
北自共の総合自動車共済・自賠償共済
全道に安心のサービスセンター

1事故1担当者制
1つの事故に対して1人の専任担当者が担当

充実のロードサービス
24時間365日対応・等級に影響なし

安心の事故対応力
事故解決の専門家が素早く対応

旭川 北見 札幌 帯広 室蘭 函館

あんしん・ゆとり・たすけあい みなさまのカーライフをサポートします!!
北海道自動車共済協同組合
旭川支部 旭川市春光町10番地

0166-53-8186 FAX:0166-53-2320
電話の受付時間 平日 9:00~17:15 <https://www.hokujikyoo.jp>

推せん者である役員氏名、住所は下記のとおりです。

(順不同)

Table with 4 columns: 会社名, 氏名, 会社住所, TEL. Lists various companies and their representatives.

優良運転者表彰 推せん書の受付を開始



当協会では、厳しい交通環境にもかかわらず安全運転に徹し、永年に渡り無事故・無違反を続けたドライバーを顕彰するため、今年も事業計画に基づき優良運転者表彰を行います。

第六十一回優良運転者推せん要領

- 第一項 表彰者の範囲
(1) 当協会の会員の従業員で常に自家用自動車の運転業務に従事している者。
(2) 当協会の会員で自ら自家用自動車を常に運転している者。
第二項 表彰者の推せん方法
(1) 第一項の(1)は所属会員からの推せんがあった者。
(2) 第一項の(2)は、
イ、交通関係団体(交通安全協会またはこれに準ずるもの)から推せんがあった者。
ロ、勤め先事業主、または当協会役員から推せんがあった者。
(当協会役員の氏名、住所は別表の通り)
第三項 運転免許の範囲
普通免許以上とする。(自動二輪及び原付等は除く)
第四項 年数計算終決日は令和四年九月三十日とする。
第五項 表彰を受ける者の資格
第三項に規定される運転免許を有し、左記に示す期間までの過去五年以上無事故及び交通法令に違反していない者で、原則旭川方面本部管内に居住している者。
(平成二十九年六月一日以前から令和四年五月三十一日以降までの期間を満するもの)
第六項 表彰基準年
表彰を受ける者の基準は次の十二段階とする。
A、5年以上 B、10年以上 C、15年以上 D、20年以上
E、25年以上 F、30年以上 G、35年以上 H、40年以上
I、45年以上 J、50年以上 K、55年以上 L、60年以上
なお、一度表彰を受けた者は次の基準に達するまで資格を保留する。
第七項 表彰者は当協会選考委員会で審議の上決定する。
第八項 表彰式の日時、場所は別に通知する。
第九項 受賞者には表彰状並びに記念品を贈呈する。
第十項 個人情報の取扱いは、ご提供された個人情報は、優良運転者表彰事業以外には使用いたしません。但し、同事業遂行にあたり、個人情報を提供して一部業務を第三者に委託する場合があります。

第61回優良運転者推薦書

推薦者

旭川市春光町10番地
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会 会長 殿
令和 年 月 日

住所
名称及び氏名

下記の者を優良運転者として成績優良につき推薦いたします。

電話番号 番

Table for recommendation details: 被推薦者, 現住所, フリガナ, 氏名, 電話番号, 勤務先, 主たる乗務自動車ナンバー, 過去に自家用自動車協会の表彰を受けた年月日及び基準(近年)

運転免許証のコピーを貼付してください

(注) 1. 各項目は楷書で、フリガナも記入してください。
2. 推薦者が法人の場合は代表者を記入、法人代表印を押してください。
3. 過去5年間の無事故・無違反証明書を添付してください。
4. ご提出された個人情報は、優良運転者表彰事業以外には使用いたしません。
なお、当事業遂行にあたり、個人情報を提供して一部業務を第三者に委託する場合がございます。

無事故・無違反で「ゴール」を目指そう!

「チャレンジ・セーフティラリー北海道2022」
「高齢ドライバー無事故チャレンジ2022」

「セーフティラリー北海道2022」は、道内に居住する運転免許を保有する方が、夏から秋にかけての交通事故多発期に無事故・無違反を目指すことにより安全運転意識を高め、交通事故防止を図ることを目的とし、参加型の交通安全運動です。昨年、コロナ禍の中において道



ム(者)の中から抽選で約五千人に、賞品が当たります。チームでの参加はもちろん、個人での参加も出来ますので、ご家族、ご友人、職場の皆様方と交通安全のために、是非ご参加ください。なお、「セーフティラリー北海道2022」の参加募集期日が六月三十日(木)と迫っていますので、参加希望の方はお急ぎ下さい。参加要領は次の通りです。

セーフティラリー北海道2022
参加資格
自動車運転免許保有者(道内居住)
参加部門
五人チーム部門、三人チーム部門、個人(一人)部門
参加料
一人六七〇円(運転記録証明書の交付手数料)
※ラリー終了後、参加者全員に運転記録証明書(二年間の事故・違反の記録)が送付されます。
申込方法
申込書を最寄りの警察署または自動車安全運転センターで入手し、必要事項を記載の上、自動車安全運転センターまたは郵便局(振込手数料参加者負担)で申し込みを

高齢ドライバー無事故チャレンジ2022
無事故運転にチャレンジ
70歳以上の高齢ドライバー対象
参加費無料
無事故チャレンジ賞
2千円の商品券プレゼント!!
受付期間 令和4年4月1日～令和4年6月30日(3ヶ月)
チャレンジ期間 令和4年7月1日～令和4年10月31日(4ヶ月)
参加対象者 道内に居住する70歳以上の高齢ドライバー
参加の条件 参加証の「交通安全守り」を運転に妨げない車内目付に付く箇所に取り付けておくこと。
お問い合わせ先 北海道交通安全協会 活動推進センター
TEL.011-737-8701 / FAX.011-737-8705

交通安全を願い
新入学児童へ交通安全グッズを寄贈

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会
自家用自動車協会では、交通安全推進事業の一環として、新入学児童を交通事故から守るため、交通安全グッズの寄贈活動を展開しています。今年度は、旭川市内並びに土別市、名寄市の新入学児童へ、それぞれ交通安全グッズを寄贈しました。去る四月四日、旭川市役所にて行われた寄贈式には、協会から吉田裕会長、金谷和文副会長、植平有治副会長のほか、事務局の尾関哲也専務理事、山田優事務局長が出席し、吉田会長から「新入学児童の交通安全に役



立てて頂きたい」と、今津寛介市長へ「反射材付学童黄傘(一五〇〇本)の目録が手渡されました。これに対し、今津市長は「新入学児童への交通安全に寄与していた、大変ありがたい」と謝辞を述べ、吉田会長へ感謝状を贈呈しました。なお、寄贈した学童傘は教育委員会を通じて市内の小中学校に振り分けられ、四月七日に行われた入学式で新入学児童へ手渡されました。また、四月二十五日には、土別市と名寄市でそれぞれ贈呈式が行われ、協

なお、高齢者の交通事故防止対策の一環として、七十歳以上の高齢ドライバーが参加して無事故を目指す「高齢ドライバー無事故チャレンジ2022」が、今年も実施されます。こちらの実施期間は、上記セーフティラリー北海道2022と同じ、七月一日(金)から十月三十一日(月)までの四ヶ月間で、期間終了後、無事故を達成した参加者の中から抽選で約一〇〇名に「無事故チャレンジ賞」として、二千円の商品券が当たります。参加費は無料です。
なお、受付期間が六月三十日(木)迄となっておりますので、参加希望の方はお急ぎ下さい。
高齢ドライバー無事故チャレンジ
参加資格
七十歳以上の高齢ドライバー(道内居住)
参加条件
申込時に受領する「参加証(交通安全お守り)」をチャレンジ期間中、運転に妨げない車内目付に付く場所に吊り下げて安全運転に努めること。
申込方法
申込書を最寄りの各地区交通安全

やめよう! 運転中の携帯電話・スマートフォン等の使用

携帯電話やスマートフォンは、通話機能に加え、インターネットやメール等ができ、今や生活に欠かすことのできない大変便利な機能を持つアイテムになっています。しかし、スマートフォンやカーナビの普及が進展する一方では、運転中にスマートフォン等の画像を注視するなどの「ながら運転」が急増し、近年、携帯電話使用等に起因する交通事故が多発しました。このため警察庁は、携帯電話使用等の罰則などを大幅に引き上げた改正道路交通法を令和元年十二月に施行するとともに、広報啓発や交通指導取締り等の強化を図り、令和二年は携帯電話使用等に起因する交通事故は大幅に減少しました。しかし、運転中の携帯電話使用などの「ながら運転」による交通事故は未だ後を絶たない状況にあり、令和三年中の携帯電話使用に係る交通事故件数は、対前年比で一一一件増の一三九四件と、二年振りに増加しています。令和三年中の交通事故では、カーナビ等を注視したことに起因する事故が六六六件で最も多く発生して

つけてみませんか? イイ ナンバー
愛車に『11-78』
希望できるナンバーの区分
① 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べます。
② 特に人気が高いと考えられる下記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選とします。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
③ 一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなると限り申込みに応じて払出します。
予約問い合わせは「希望ナンバー予約センター」まで
一般社団法人旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51-1221
インターネットからも予約できます。
アドレス https://www.kibou-number.jp/

交通安全旗
無料提供
自家用自動車協会では、積極的に交通安全運動を推進しています。本年度も交通安全・事故防止に役立てていただきたく、旭川市シンボルキャラクター「あさっぴー」を取入れた交通安全旗を、会員の方々に無料でご提供いたします。ご希望の方は、当協会までご連絡下さい。
旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51-1221

